

令和 年 月 日

保護者 殿

糸満市立潮平中学校
校 長 玉寄 兼明
(公印省略)

出席停止について(通知)

下記の疾病は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。期間中は欠席扱いにはなりませんので、医師の指示を守り療養させて下さい。

尚、登校の際は治癒したことを医師に確認の上、治癒報告書(出席停止解除願い)を提出して下さい。

※下記の治癒報告書は、医師の診断を受けて保護者の方が記入するものです。

治癒報告書(出席停止解除願い)

糸満市立潮平中学校
校長 玉寄 兼明 殿

年 組 氏名

	病 名	出席停止の期間の基準
1	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
2	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
3	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
6	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
8	その他の感染症 ()	医師において感染のおそれがないと認められるまで

1 診断名 _____

2 受診した日 _____ 月 _____ 日 ()

3 受診した医療機関名 _____

4 出席停止期間 _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 月 _____ 日 ()

上記疾病について、病気が治癒し学校に登校してもよいと医師から登校許可がでましたので登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印